

# 公益社団法人 東京都歯科医師会 会員の福祉総合保険

(旧福祉共済)

## 都歯福祉総合保険の内容

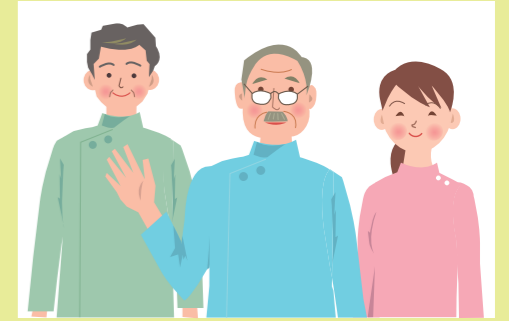
保険金の種類	保険金の支払事由	保険金の額※
<b>死亡・廃疾保険金</b> 	・死亡したとき。  厚生年金保険法等の公的年金に関連する法律、身体障害者福祉法及び労働者災害補償保険法により障害者等級一級、二級及び三級に認定され、若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により程度等級一級、二級に認定され、歯科医師免許を返納したとき。	1,000,000円  ただし、本契約および更新前の保険契約において支払った傷病保険金（入院加算金を含む）がある場合には、当該保険金累計額を減額した額（下限10万円）とします。
<b>傷病保険金</b> 	・傷病により、継続して1ヶ月以上診療を休止したとき。  なお、継続した1ヶ月間を1回として最長36回まで保険金を支払います。また、更新前の連続する全ての保険期間を通算して更新後の保険契約期間内で支払います。	1回から12回 100,000円 13回から36回 60,000円  なお、37回以降の支払は行いません。
<b>入院加算金</b>	・上記傷病保険金の給付を受けるものが入院したとき。	日額5,000円を傷病保険金と併せて支給します。
<b>火災保険金</b> 	・指定物件である住居、診療所が火災により損害を受けたとき。  ★原則、担当理事が現地確認を行いますので、速やかにご連絡ください。	建物・家財の時価に対する損害の割合に応じて保険金を支払います。  全焼 120万円 半焼 60万円 一部焼30万円を限度として支払います。
<b>災害保険金</b> 	・指定物件である住居、診療所が災害により損害を受けたとき。  ★原則、担当理事が現地確認を行いますので、速やかにご連絡ください。	風災、水災、雪災、ひょう災、落雷、破裂、爆発によって発生した損害について、損害の割合に応じて保険金を支払います。  全壊 120万円 大規模半壊 120万円 半壊 60万円 一部壊 5万円 床上浸水 60万円 床下浸水 50万円

◎保険金額は令和2年度現在

### 重要

- 次の場合は速やかに東京都歯科医師会（TEL：03-3262-4193）へご連絡ください。
- ★先生方の現在の登録情報について、診療所および住居を移転された場合や、ご結婚等の家族環境の変化により、死亡時の死亡・廃疾保険金の受取人の変更を希望される場合
  - ★指定物件（住居、診療所）が罹災した場合

# 永年の悩み、不安も これで解決！



## 都歯福祉総合保険の特長

1. 東京都歯科医師会が運営する営利を目的としないグループ保険。  
(旧福祉共済制度)
2. 加入は入会から1年以内で、加入年齢と補償年齢制限がない。
3. 保険期間は4月1日から1年間で、自動的に更新されます。  
(保険料が未納の場合、契約が失効しますので、ご注意ください。)
4. 病歴等の告知義務がない。
5. 火災・災害時の指定物件が診療所と住居の2物件である。

そして、左表にあげた保険全てが含まれています。

民間保険ではこれらの補償は以下のように個別の契約が必要になります。

- 死亡したとき— 生命保険
- 高度障害になったとき— 高度障害
- 入院したとき— 医療保険
- 休診したとき— 所得補償
- 火災のとき— 火災保険
- 災害のとき— 災害保険

保険料 月額**2,833円**＝年額**34,000円**※ (令和2年度現在)

全ての補償をこの保険料で受けられます。

※ 保険料・保険金額は都歯福祉総合保険収支の財務状況により変動することがあります。

約款第26条（保険料または保険金額の定期的見直し）

本会は、代議員会にて、将来にわたって保険財務の健全性を維持することが出来るように、保険料または保険金額の妥当性につき定期的・継続的に検証を行います。

2 前項に定める検証の結果、本会が保険料または保険金額の見直しを行う場合には、本会は、その内容につき、主務官庁の認可を取得したのちただちに、契約者会員に通知します。



お問合せ先

(公社) 東京都歯科医師会 医事処理・厚生課  
電話 (03) 3262-4193

# 東京都歯科医師会福祉総合保険支払事例

## ■ 死亡・廃疾保険金

100万円

- ただし、傷病保険金（入院加算金を含む）がある場合には、当該保険金累計額を減額した額（最低10万円）とします。
- 身体障害者福祉法及び労働者災害補償保険法により障害者等級一級、二級及び三級に認定され、若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により程度等級一級、二級に認定され、歯科医師免許を返納したとき。

## ■ 傷病保険金

傷病により継続して1ヶ月以上休診した場合1ヶ月を1回として支払います。

1～12回まで（1ヶ月） 10万円

13～36回まで（1ヶ月） 6万円

- 通算して36回（36ヶ月）まで支払います。

## ■ 入院加算金

傷病保険金の給付を受けるものが入院したとき。

1日 5,000円



## ■ 火災保険金

建物・家財の時価に対する損害の割合に応じて保険金を支払います。

全焼 120万円

半焼 60万円

一部焼 30万円を限度として支払います。

- 対象は指定物件（自宅および診療所）

## ■ 災害保険金

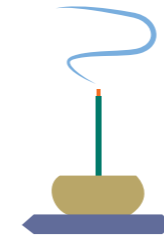
風災、水災、雪災、ひょう災、落雷、破裂、爆発によって発生した損害について、損害の割合に応じて保険金を支払います。

全焼 120万円      大規模半壊 120万円      半壊 60万円

一部壊 5万円      床上浸水 60万円      床下浸水 50万円

- 対象は指定物件（自宅および診療所）

## 死亡・廃疾保険金



1. 死亡した場合。

↳ 死亡保険金 100万円。

ただし、傷病保険金および入院加算金がある場合には、差引額（最低支給額10万円）

2. 身体障害2級と認定され、歯科医師免許を返納の上、歯科医師会を退会した場合。

↳ 廃疾保険金 100万円。

ただし、傷病保険金および入院加算金がある場合には、差引額（最低支給額10万円）

## 傷病保険金および入院加算金



3. 交通事故でけがをして、8日間入院し、退院してからの自宅療養期間を含め1ヶ月の療養をした場合。

↳ 傷病保険金1ヶ月の10万円（初回～12回）または6万円（13～36回）、および入院加算金8日間の4万円。

4. 肺炎で30日入院し、退院してからの自宅療養期間を含め45日間の療養をした場合。

傷病保険金1ヶ月の10万円（初回～12回）または6万円（13～36回）、および入院加算金30日間の15万円。

なお、傷病保険金は、1ヶ月に満たない日数分の支給はありません。

## 火災保険金



5. 自宅、木造2階建1棟延190m<sup>2</sup>建物の内190m<sup>2</sup>が燃えた場合。

↳ 火災保険金：全焼120万円。

6. 診療所兼自宅、防火造2階建て1棟延べ155m<sup>2</sup>の建物のうち延べ10m<sup>2</sup>及び窓ガラス4枚等が燃えた場合。

↳ 火災保険金：一部焼10万円。

## 災害保険金



7. 診療所が台風により床上浸水の被害にあった場合。

↳ 災害保険金：床上浸水60万円。

8. 診療所が大雨・強風被害により看板が破損した場合。

↳ 災害保険金：一部破損5万円。

9. 自宅が風水害により天井及び内壁に雨水浸透の被害にあった場合。

↳ 災害保険金：一部壊5万円。